

# 山形県森林研究研修センターにおける研究活動の不正行為への対応及び研究費の管理・監査の実施に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、研究活動上の不正行為が、山形県の社会的信用を失墜させ本県の研究活動全体に深刻な影響を及ぼす重大な問題であることに鑑み、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定及び平成27年1月21日26林政政大424号)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日付け18文科科第829号及び平成19年10月1日付け19農会第706号)を受け、山形県森林研究研修センター(以下「センター」という。)における適正な研究活動に資するため、不正行為の防止等に関し必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 競争的資金等 国又は独立行政法人通則法(平成11年法律103号)第2条の独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2) 研究費 国、独立行政法人、県以外の団体及び機関から交付される補助金、競争的資金等の研究資金及び企業との委託契約に基づく研究資金並びに県の繰入金、一般財源によりセンターが支出する研究経費をいう。
- (3) 研究者 センターの職員のうち、研究に従事している者をいう。
- (4) 事務職員 センターの職員のうち、事務に従事している者をいう。
- (5) コンプライアンス 国や県の規程、競争的資金等の使用等に係る規定やルール等に従い、責任を自覚し、適正な試験研究を実践することをいう。
- (6) 研究倫理教育 研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育

2 この要綱において「不正行為」とは、研究の立案から実施、成果の取りまとめ等の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが科学的若しくは合理的根拠をもって明らかにされたものは、研究活動上の不正行為には当たらないものとする。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (5) 不適切なオーサiership 論文著作者が適正公表されないこと。
- (6) 不透明な利益相反 利害関係にある企業等と公平性及び信頼性が疑われるかかわりを持つこと。
- (7) 研究費の不正使用 実態と異なる謝金や賃金の請求、物品購入に係る架空請求、不

当な旅費の請求など、コンプライアンスに反して研究費を使用すること。

- 3 この要綱において特定不正行為等とは、前項第1号から第3号及び第7号の不正行為をいう。

(研究費等の運営管理)

第3条 研究活動及び研究費（以下「研究費等」という。）の運営管理に関わる権限と責任の体系は次の各号のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者 最高管理責任者は所長とし、センター全体を統括する権限を持つとともに、研究費等の運営管理について最終責任を負うものとする。
  - (2) 統括管理責任者 統括管理責任者は研究主幹とし、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営管理についてセンター全体を統括する実務上の権限と責任を持つものとする。
  - (3) コンプライアンス推進責任者 コンプライアンス推進責任者は総務課長及び研究企画部長とし、各部における研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとする。
  - (4) 研究倫理教育責任者 研究倫理教育責任者は研究主幹と研究企画部長とし、研究者の研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。
- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任をもって研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

(研究費等の事務処理手続き)

第4条 研究費等の事務処理手続きに関するルールについては、山形県財務規則（昭和39年山形県規則第9号）、山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年山形県訓令第49号）等関連規定によるものとする。

- 2 統括管理責任者は、研究費等の事務処理に関して、研究者と事務職員との間の統一的な理解を図るため、次に掲げる事項の整備を図るものとする。
  - (1) 研究費等の事務処理に関し研究者と事務職員の権限と責任について、機関内の合意形成を図るものとする。
  - (2) 山形県財務規則等関連規定と運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制を整備し、定期的にチェックするものとする。
  - (3) センターが定める事務分掌と業務分担の実態との間に乖離が生じた場合は、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 事務処理手続きに関する相談窓口を村山総合支庁総務企画部西村山総務課審査出納担当とし、研究費等の遂行を効率的に支援する。

(不正行為の調査)

第5条 最高管理責任者は、研究費等の不正行為が疑われる事態になった場合には、統括管理責任者を長とする不正行為調査チーム（以下「調査チーム」という。）を編成するものとする。

- 2 調査方法等については別途定めるものとする。
- 3 調査チームは、関係帳簿書類等の調査などを実施し、その結果について最高管理責任者に報告するものとする。

(不正行為防止計画)

第6条 最高管理責任者は、不正行為を未然に防止又は再発を防止するため、不正行為防止計画を策定するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の不正行為防止計画の策定に併せて、不正行為防止計画を推進する担当をおき、不正行為防止計画を推進させるとともに、自ら不正行為防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(研究費等の適正な運営・管理活動)

第7条 統括管理責任者は、研究費の適正な予算執行を行うため、次に掲げる事項により研究費等の実効性のあるチェックが機能するシステムを構築し、運営管理するものとする。

- (1) 統括管理責任者は、予算の執行状況を概ね四半期毎に把握することとし、実態に即していない場合、もしくは著しく遅れていると判断した場合、関係者に対し改善を勧告するものとする。
- (2) 統括管理責任者は、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を常に把握しておくものとする。
- (3) 物品の購入等に当たっては、複数人により事務処理を行うことで内部チェックを図り、公明性を高める観点から、その発注については事務職員が行い、履行確認については、原則として発注者よりも上位の職員（事務職員を含む）が検収するものとする。
- (4) 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づき行うものとする。
- (5) 統括管理責任者は研究者の出張計画の実行状況、日々雇用職員等の勤務状況等の管理体制を整備するものとする。
- (6) 前各号の規定によらない場合は、統括管理責任者が別途定めるものとする。

(情報の伝達を確保する体制の確立)

第8条 統括管理責任者は、前条に規定する研究費等の運営管理を適切に行うため、研究費等の使用に関する取扱いについて研究者及び事務職員に周知を図るとともに、次に掲げる事項によりセンター内外からの情報伝達の確保を行うものとする。

- (1) 研究費の使用に関するルール等について、センター内外からの相談を受け付ける窓口を総務課に置くものとする。
- (2) センター内外からの通報又は告発の窓口を研究企画部に置くものとし、広聴事案取扱要綱に基づき取り扱うものとする。なお、通報又は告発する者が山形県職員等の場合には前記に代えて山形県職員等公益通報制度実施要綱に定める通報窓口とする。
- (3) 前号の通報又は告発があった場合には、速やかに最高管理責任者あて報告するものとする。

(研究者及び事務職員の意識向上)

第9条 統括管理責任者は、研究費等の適正な使用について、研究者及び事務職員が自覚し、行動することができるよう、次に掲げる事項によりその意識向上を図るものとする。

- (1) 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、センターによる管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透

させる。

- (2) 事務職員は専門的能力を持って公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるという認識を浸透させる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研究費等の取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。